

第2回 圏域地域医療構想策定委員会

圏域	阪神南圏域
日時	平成27年12月9日(水)14:00～15:30
場所	西宮健康開発センター 研修室
司会	大江会長(西宮市医師会長)
出席者	欠席 越智委員、宮本委員、滝内委員、荒木委員 代理人が出席 坂本委員 上記以外は別紙委員名簿のとおり本人出席
議事次第内容	1 【報告】阪神南北圏域代表者意見交換会について 2 【議題】 (1)平成27年9月18日付の厚生労働省通知を踏まえた必要病床数推計について (2)平成27年度病床機能報告の状況について (3)5疾病5事業に対する取り組み(現状と将来の課題) ①がん ②脳卒中 ③小児救急医療(阪神地域小児救急医療ワーキング委員会報告) ④その他 3 【その他】地域医療総合確保基金(医療分)に係る事業提案について
結論	決議事項は特になし
主な意見・質疑応答	<p>・Q(委員)平成27年9月8日付の厚生労働省通知を踏まえた必要病床数推計については、来年度の診療報酬改定や「療養病床を考える会」の動きで、3月以降に状況が変わってくると思われる。そのような中で、この数で議論を進めるのか。また、介護療養病床の転換や15:1の療養病床についても曖昧で、これらの全てが介護に行くとなると数が全然違う。可動性のある数と考えて良いか。 A(県) 2025年までに一度に病床数を動かさずと言うことではなくて、今後の病床配分の時点で少しずつ近づけていくことになる。</p> <p>・Q(委員) 国はこれまで診療報酬点数で病床機能を区切っていたが、今は撤廃している。今後、機能は看護基準で考えたらいいか。 A(県) 今年度3月中に国が医療機能の定義を決めると言う話があるが、まだ進んでいない様子。また、国は地域包括ケアを推進しているが、これについては急性期であり、回復期でもある。診療報酬としては同一だろうが、どちらかに届け出るかは定義が明確でない。</p> <p>・Q(委員) 地域包括ケア病床は回復期に区分されるのでは。 A(県)厚労省の通知では、地域包括ケア病床の機能区分の方法として、主に急性期を担っている病院では急性期、主に回復期を担っている病院では回復期と届け出るようになっていく。</p> <p>・Q(委員) 自然に任せても増えていくと見込まれるのは地域包括ケア病床である。これを急性期に区分すると回復期の達成が不可能になる。 A(県)国が定義を出すと言いながら、なかなか出さないため、全国的に混乱している。</p> <p>・Q(委員)国が回復期の定義を示さないまま2,000床増やしているのは納得がいかない。地域包括ケア病床に変えて病院はどう生き残るのか。定義を明らかにしないまま議論すると言うのは無責任だ。 A(委員)病床機能の定義が決まっていないデータベースを基に議論することへのご意見だが、あまり細かい点で議論しても仕方が無いので、国の動向を見ながら進めていく。</p> <p>・Q(委員)地域医療総合確保基金(医療分)については、ビジョンに沿った圏域の課題や対策が明確にされた事業提案が条件と考えるが、どのように事業案を策定すれば公的な事業と認められるのか。モデルケースを示して欲しい。 A(県)病院内の人材育成、機能充実が対象外。地域医療の推進という大きな目的に沿って病院機能充実するにあたり、部会等で圏域として不足している機能を増やしていく、圏域の中で関係機関と連携を取っていく等と確認された提案を優先して採択することになる。</p>
次回までの課題	なし